

令和6年8月関係者会合に合意の得られた対応方針		資源管理基本方針等への記載等の対応
柔軟な管理手法	青森県の漁獲量急増を踏まえた管理手法 下記案をステップ2に入るまでに措置し、資源管理基本方針の別紙2に明記する。 - 青森県の定置漁業（底建網含む）及び刺網漁業の12月及び翌年1月の1日当たりの合計漁獲量が60トンを超えた場合、当該管理年度の青森県のTACに600トンを追加する。 - TACを追加した場合、定置漁業においては、漁獲されたマダラのうち生存個体を可能な限り放流し、刺網漁業においては、<u>漁獲努力量の抑制に努めることを義務付ける。</u> - 追加分のTAC数量を消化した場合、消化した数量は漁獲実績とみなさない。 - 系群構造が判明するまでの間（2027年度の実運用を目指す）の暫定措置とする（ステップ3開始後の漁獲シナリオ等の見直しの際に、<u>ルールの見直しを検討</u>）	左記に加え、下記の内容について 年度内に関係者合意 を得て ステップ2までに措置 する（措置した内容をどこで担保するかについては庁内で検討）。 ① TACを追加した管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初のTAC若しくは再計算された生物学的許容漁獲量（ABC）のいずれか大きい方の値を上回る場合、又は青森県の漁獲実績の値が、当該管理年度の青森県の当初のTACを上回る場合、いずれか小さい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、 翌管理年度の青森県TACから差し引く。 【資料2-3参照】 ② 再計算された翌管理年度のABCが、翌管理年度の漁獲可能量を上回る場合には、再計算された翌管理年度のABCと翌管理年度のTACとの差分を、 翌管理年度の青森県TACに追加する。 ※ 現状の資源評価においては、青森県の2021年12月から2022年1月の大量漁獲を自系群と扱って評価を行っていることから、資源評価と齟齬が無いよう措置する。
	融通促進策 下記案をステップ2に入るまでに措置し、資源管理基本方針の別紙2に明記する。 - TAC枠を融通した管理区分については、<u>数量の5割を当初配分の算定比率に係る漁獲実績として認める。</u> - TAC枠の融通を受けた管理区分については、通常通り、TAC枠の消化分に当たる<u>数量の全てを当初配分の算定比率に係る漁獲実績とする。</u>	本日の合意内容をもってステップ2以降のTAC当初配分において左記の内容が反映されるよう措置する。
配分基準案	当初配分 石川県については、<u>地震発生前の年の漁獲量データを用いてTAC配分を算定する等、地震の影響に配慮した配分方法を引き続き検討する。</u> ※他系群と統一的な方法を検討する。	ステップ3に入るまでに左記の内容について引き続き検討を行う。
	留保枠の設定 - ステップ2での各管理区分へのTAC配分の試行においては、<u>留保枠を設けず管理を実施する。</u> - 留保枠設定に当たっては、数量配分を受けた都道府県・大臣管理区分の関係者合意に基づき追加配分できるように措置する。 ※ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを行う。	左記のとおり、ステップ2での管理結果を踏まえ、 ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを検討する。
	留保枠からの優先配分ルール 融通促進策において、自主的な資源管理への配慮を行うことについては、<u>漁獲抑制を客観的に示すデータ等が継続して収集される体制になった時点で、検討を開始する。</u>	左記のとおり、 ステップ2以降の取組を踏まえ、引き続き検討する。

まだら本州日本海北部系群 管理の課題に係る資源管理基本方針等での対応について②

	令和6年8月関係者会合後の意見を踏まえた対応方針案	資源管理基本方針等への記載内容
混獲の管理	遅くともステップ3に入るまでに本系群で導入した場合のリスク評価を踏まえ、措置に向けた検討を行う。措置する場合には、資源管理基本方針の別紙2に明記する。	本系群では漁獲シナリオにおいて「$\beta=0.95$」を選択し、漁獲シナリオの定め方のルール範囲内で可能な限り大きなTACを確保しているところであり、翌年度からTACを前借りする措置は資源へ大きく悪影響を及ぼすリスクがあることから、本措置を見送る。 ※ステップ3以降、資源状況や漁獲シナリオ等を踏まえた上で、措置の是非について引き続き検討を行う。
TAC報告体制	漁業法第31条の漁獲量等の公表に伴う漁獲量等の早期報告として、<u>公表の基準（TAC総量を占める漁獲量の割合）や公表後の報告期限の適切な対応方法について、ステップ1での盛漁期の漁獲量の積み上がり状況を踏まえて議論し、ステップ2に入るまでに措置する。</u>	資源管理基本方針の別紙2に記載の漁獲量等の報告に係る期限については、他の資源の管理の取組(TACの85%に達した場合等)を参考とし、大臣管理区分及び知事管理区分それぞれにおいて、以下のとおり漁獲量等の報告の期限を早めることの試行を行う。 ✓ 大臣管理区分から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から3日以内 ✓ 都道府県知事から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から5日以内 ※他方、本資源は盛漁期に漁獲量が積み上がることを踏まえ、上記の数量に達する前においても、各管理区分は漁業実態に合わせて盛漁期における漁獲量の積み上がりを適時把握し、TAC超過しないよう管理するものとする。
その他	<u>ステップ2に入るまでに、資源管理基本方針の別紙2及び都道府県の資源管理方針において、船舶の隻数に上限を設けること</u>で漁獲努力量を制限する旨を明記する。	TAC管理は、TACの範囲内でどのように漁獲するかを各管理区分の創意工夫に委ねるものであるため、本措置を見送る。